令和６年度
三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校ＰＴＡ規約

第　一　章　　名　称

第１条　本会は三鷹の森学園 三鷹市立高山小学校ＰＴＡといい昭和 34 年 6 月 29 日に設立する
事務所を同校（三鷹市牟礼 4-6-12）内におく

第　二　章　　目　的

第２条　本会は次の条項を目的とする

1. 家庭・学校および社会における児童の福祉を増進する
2. 児童の校外における生活の指導に協力する
3. 会員相互の親和と向上をはかり教育的環境の整備改善に協力する
4. 児童の保健衛生および心身の健全な発達に協力する
5. 公教育の充実に協力する

第　三　章　　方　針

第３条　本会は教育を本旨とする民主的団体として次の方針にしたがって活動する

1. 本会は自主独立のもので他のどんな団体または機関の支配や干渉をも受けない
2. 本会は児童の福祉のため活動する団体および機関と協力する
3. 本会または本会役員の名で特定の政党宗派に関係せず営利を目的とする行為は行わない
4. 第２条の目的達成のため協議するが学校の管理や校長および教員の人事に干渉しない
5. 本会の活動は本校に在籍するすべての児童を対象とする

第　四　章　　会　員

第４条　本会は次の人々を会員とする

1. 本校に在籍する児童の保護者またはこれに代わる者（以下保護者という）
2. 本校に勤務する校長および教員（以下教員という）

第５条　本会への入退会は任意とし、会員と会費は以下とする

1. 会員はすべて平等の権利と次の義務を有する
2. 本会の会員は会費を納める
3. 会費は本校に在籍する児童の数にかかわらず１家庭１口とする
4. 本会への入会・更新は年１回の会費集金を通して行う
5. 会員の児童が卒業、転学又は退学したときは、退会したものとする。

第　五　章　　役　員

第６条　本会に次の役員をおく

1. 会長１名　副会長３名以上（保護者２名以上　教員１名以上）
2. 書記２名以上　会計２名以上
3. 役員は他の役員および会計監査を兼ねることができない
4. 役員の任期は４月１日から翌年の３月３１日までとする
5. 役員の任期満了後は次年度定期総会まで事務補助の任にあたるものとする
6. 役員会は役員と校長により構成する

第７条　役員の任務は次のとおりとする

1. 会長は本会を代表し会務を総理する
   会長は役員等選出委員会を除くすべての集会に出席し意見をのべることができる
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する
3. 書記は総会および運営委員会の議事を記録する
4. 会計は本会のすべての金銭出納をつかさどる

第８条　校長はすべての会議に出席し意見をのべることができる

第９条　役員の選出および就任は次のとおりとする

1. 役員は細則にしたがって役員等選出委員会において選出され会員の承認を経て就任する
2. 会長に欠員の生じたときは副会長がその任にあたりその他の役員に欠員の生じたときはその補充を運営委員会できめる　補充された役員の任期は前任者の残存期間とする
3. 教員側の役員は教員の推薦により選出され総会の承認を得て就任する
4. 役員の在任期間は原則として 2 期以内とする

第　六　章　　役員・会計監査選出委員会

第１０条　役員、第 25 条に定める執行部会員および会計監査(以下あわせて役員等という)の候補者を選出するために役員等選出委員会をおく

第　七　章　　会　計

第１１条　本会の会計は会費その他の収入をもって支弁する

第１２条　本会の会計はすべて総会において議決された予算にもとづいて行われ本会の資産はすべて第２条の目的以外には使用できない

第１３条　本会の会計は会計監査を経て総会に報告し承認を得なければならない

第１４条　本会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月３１日に終わる

第　八　章　　会計監査

第１５条　本会の会計を監査するため３名（保護者２　教員１）の会計監査をおく

第１６条　会計監査の選出就任任期および補充は役員に準ずる

第１７条　会計監査は随時会計を監査しその結果を５月定期総会に報告する
会計監査は必要に応じ運営委員会に出席しその件に関し意見をのべることができる

第　九　章　　組織と会議

第１８条　本会に次の組織をおく
１総会　２役員会　３執行部会　４運営委員会　５学年委員会　６広報委員会　７役員等選出委員会
８地区委員会　９父親の会　１０臨時委員会

第１９条　総会は本会の最高機関で定期総会と臨時総会とする

1.　定期総会は毎年５月会長が招集する

2.　臨時総会は運営委員または会員の５分の１以上から会議の目的および理由を付して請求のあったとき会長が招集する

3.　会長は前項の請求のあったときはすみやかに招集手続きをとらなければならない

第２０条　定期総会は次の事項を審議し議決または承認する

1.　役員等の選出に関する事項

2.　活動計画および予算の審議決定に関する事項

3.　前年度の活動報告および決算の承認に関する事項

4.　会費の変更に関する事項

5.　その他会長が総会の審議に付する必要があると認めた事項

第２１条　総会は会員の２分の１以上の出席を必要とする ただし委任状による出席も認められる

議事は出席者の過半数をもって決する

書面および WEB 開催の場合、議事は会員の 4 分の 1 以上をもって決する

第２２条　運営委員会は総会に次ぐ議決機関で役員・学年委員・広報・役員等選出・地区・父親の会および臨時委員会の代表者をもって構成し会長が必要に応じ随時招集する

本会の会員は予め運営委員会に申し出たうえでいつでも議事を傍聴し意見をのべることができる

第２３条　運営委員会は総会の議決にもとづいて活動計画を立案し各委員会の連絡調整をはかりそれらの権限に属さない事項の事務処理にあたり総会に提出する議案を作成する

1.　運営委員会は本会の運営に関し必要事項を議決し執行することができる

ただしその結果のうち主なものについては次期総会に報告しなければならない

第２４条　運営委員会の定足数は構成員の２分の１以上とし議事は出席者の過半数で決する

第２５条　執行部会は、役員・学年代表委員長・広報委員長・役員等選出委員長・地区委員長・父親の会会長（以下あわせて執行部会員という）をもって構成する

執行部会は、各委員会・役員会の垣根を超え横断的に意見を交換し、本会の運営について協議する

第２６条　広報委員会は会員ならびに児童の活動を記録し校内外へ向けての会報発行を主な活動とする

第２７条　学年委員会は本会の目的を行うため学年ごとにもうけ各学級間の意志の疎通をはかるとともにその学年独自の活動を自主的に行う

第２８条　児童の校外における生活の健全な育成に協力するため地区委員会をおく

地区委員会は各地区より選出された保護者で構成され随時開催する　地区委員会の委員は互選により委員長１名　副委員長１名を選出する

１．　地区割は年度により児童数その他の関係で学校と地区委員会との協議により決定または変更することができる

第２９条　学級会は本会の目的を達成するための基盤となる組織であって各学級の保護者と担任教員で構成する

１．　学級会は学校の主催する保護者会にひきつづき開催するほか、役員会および学年委員会は担任教員と相談のうえ必要に応じ臨時学級会を開く

第３０条　本会の活動に必要な事項を調査研究立案しこれを推進するため運営委員会の議決をへて臨時委員会をおくことができる

1.　臨時委員会の委員は運営委員から委嘱され目的を達した時解散する

2.　臨時委員会の委員は互選により委員長１名　副委員長１名を選出す

第　十　章　　付　則

第３１条　本会の規約は総会の議決によらなければ改正することができない

第３２条　本会の活動の遂行上必要な細則は運営委員会で定め総会に報告する

第３３条　本会の個人情報の保護については、個人情報取扱要領を別に定める

第３４条　本会規約は昭和３４年６月２９日より実施する／昭和３６年４月１日より改正実施する／昭和３８年２月２３日より改正実施する／昭和４０年４月１６日より改正実施する／昭和４４年２月３日より改正実施する／昭和４９年５月１７日より改正実施する／昭和５７年５月２０日より改正実施する／平成６年５月２６日より改正実施する／平成１２年５月１２日より改正実施する／平成１５年５月９日より改正実施する／平成１８年２月１７日より改正実施する／平成２０年２月１２日より改正実施する／平成２４年１月２３日より改正実施する／平成２７年５月１１日より改正実施する／平成２８年５月９日より改正実施する／平成２９年５月１８日より改正実施する／平成３０年５月１６日より改正実施する／令和５年３月 23 日より改正実施する／令和５年 10 月 9 日より改正実施する／令和６年７月８日より改正実施する

三鷹市立高山小学校ＰＴＡ細則

第１条　この規定は会員およびその家族を対象とする

第２条　会員に次の規定により慶弔金をおくる

その金額については毎年度定期総会において協議決定する

会員死亡の場合／会員の子死亡の場合／T 会員の配偶者死亡の場合

第３条　この規定によりがたい事情（火災など）がある時は役員が協議決定し運営委員会に報告する

第４条　教員の転退職の際に記念品をおくる

第５条　本会の会務により出張の際は実費を支給する（管外のみ）

第６条　この細則の改正は運営委員会の議決によらなければならない

第７条　この細則は昭和３８年２月２３日より実施する／昭和４１年４月２８日より改正実施する／昭和４８年３月１３日より改正実施する／昭和５７年５月２０日より改正実施する／平成８年２月２２日より改正実施する/平成２０年２月１２日より改正実施する／平成２０年２月１２日より改正実施する

ＰＴＡ役員および会計監査選出細則

第１条　役員・学年代表委員長・広報委員長・役員等選出委員長・地区委員長・父親の会会長、および会計監査（以下あわせて役員等という）選出に関するすべての事務は役員等選出委員会が行う

ただし、地区委員長、父親の会会長は除く

第２条　役員等選出委員会は 1～６学年の保護者から選出でき、選出された保護者と役員１名以上より構成する

第３条　役員等選出委員会の委員は互選により委員長１名を選出する

第４条　役員等選出委員会の定足数は委員の 3 分の 2 以上とし議決は出席者の過半数とする

第５条　選出方法はその年の役員等選出委員会が提示し その実施については運営委員会の承認を得るものとする

第６条　役員等の選出はその前年度の 3 月中に終えるものとする

第７条　役員等選出委員会は総会で役員等の紹介をする

第８条　この細則は昭和５７年５月２０日より実施する／平成２年４月２８日より改正実施する／平成６年５月２６日より改正実施する／平成８年２月２２日より改正実施する／平成１２年５月１２日より改正実施する／平成１５年５月９日より改正実施する／平成１８年２月１７日より改正実施する／平成２０年１０月２１日より改正実施する／平成２５年４月１日より改正実施する／平成２７年　５月１１日より改正実施する／平成２８年５月９日より改正実施する／平成２９年５月１８日より改正実施する/令和元年５月１５日より改正実施する／令和５年３月 23 日より改正実施する／令和６年７月８日より改正実施する